手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和５・６年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成20年度以降に元請けとして、次に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成20年度以降に元請けとして以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること。

同種工事：下記のアの要件を満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。

ア　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））が60㎡以上であること。

同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、企業の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件のいずれかを同一工事（同一トンネル）で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事（同一トンネル）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。

・トンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））が67.525㎡以上の工事

・ＮＡＴＭ工法（覆工コンクリートの施工含む）によるトンネル施工延長（片押し連続施工）が439m以上の工事。施工延長については、掘削および覆工を実施した区間の延長であること。随意契約等、片押し連続施工で前・後工事が一体不可分であるものについては同一工事と見なす。

⑹　提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事において申請できる技術者は２名までとする。（入札公告１　工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は２名までとし、３名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。

②　以下に掲げる工事の経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成20年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。

なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。同種工事：ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。

同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、技術者の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件のいずれかを同一工事（同一トンネル）で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事（同一トンネル）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。

・トンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））が67.525㎡以上の工事

・ＮＡＴＭ工法（覆工コンクリートの施工含む）によるトンネル施工延長（片押し連続施工）が439m以上の工事。施工延長については、掘削および覆工を実施した区間の延長であること。随意契約等、片押し連続施工で前・後工事が一体不可分であるものについては同一工事と見なす。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び簡易技術資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　提出された申請書等により、以下１）に示す一次審査を実施し、一次選抜者以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中部地方整備局入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、一次選抜者に追加する。

②　一次選抜者及び上記３⑴①により追加された者によって提出された技術提案書及び賃上げ表明書（以下「技術提案書等」という。）により、以下２）に示す二次審査を実施する。

③　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

④　以下⑥２）イウの技術提案書等により最大64点の加算点を与える。

⑤　以下⑥２）アの評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

⑥　標準点、施工体制評価点及び二次審査の結果により付与された加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

１）一次審査における簡易技術資料及び二次審査時に確認する詳細技術資料の評価項目

一次審査の評価項目は、以下の項目アからイのとおりである。

ア　技術者の能力に関する事項

イ　企業の能力に関する事項

※最大30点の評価点とする。

２）二次審査における施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目

二次審査の評価及び審査項目は、以下の項目アからウのとおりであり、詳細技術資料及び技術提案書等を提出した者を対象に実施する。ただし、一次選抜者及び上記３⑴①により追加された者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。

ア　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）